

# 会議（打合せ）報告書

会議(打合せ)の名称 又は議題	令和2年第18回 議会運営委員会		
報告者職氏名	主査 萩原 靖殖		
日時	令和2年7月17日（金） 午後3時00分～午後5時12分	場所	市役所本庁舎4階 大委員会室
出席者	出席者 血脇敏行委員長、柴田圭子副委員長、古澤由紀子委員、石井恵子委員、 植村 博委員、中川勝敏委員、田中和八委員、秋谷公臣委員 長谷川則夫議長、伊藤 仁副議長 議会事務局 石井局長、東山主任主事、萩原		

## 【会議の概要】

### 《議題》

- (1) 請願・陳情の取扱いに関する要望について
- (2) その他

### 《決定事項等》

- (1) 請願・陳情の取扱いに関する要望について

#### ①フロー図について

- ・ 請願と陳情が一体となった図から、請願と陳情をそれぞれ独立した2つの図に分けることとする。
- ・ 審査に向かう一本のみとなっている市内陳情者の矢印について、議長報告と審査に別れる2本の矢印とする。

#### ②議長報告を希望する市内陳情の取扱いについて

- ・ 陳情者が提出時に審議は求めず議長報告を希望する旨の確認が取れている場合、議運の中でどのような内容の陳情であっても、そのまま議長報告とする。

#### ③委員会が招致する参考人の人数等について

- ・ 委員会が招致する参考人は、請願者・陳情者を含め3人までとする。※下記表現「参考人は、請願者・陳情者を含め原則3人までとし、委員会が招致する。」

#### ④請願者・陳情者が複数名の場合の代表者の選定について

- ・ 請願・陳情者が2名以上の場合は、代表者を選定することとする。※下記表現「請願・陳情者が2名以上の場合は、代表者を決定してください。」

#### ⑤委員会審議における、初めに行う参考人による説明時間について

- ・ 表記は、説明時間を「15分まで」とする。ただし、委員長の裁量により、若干の運用上の考慮ができるものとする。

- (2) その他

#### ●タブレット導入検討会から

会議の開催状況及び決定事項についての書面を各委員に本日配布。次回議運時に説明。

#### ●次回開催日程、予定議題

- ①7月22日（水）午前10時から

- ・ 請願・陳情の取扱いに関する要望について
- ② 7月30日（木）午前10時から
  - ・ 9月議会におけるコロナ関連議会对応について

－開会 10:00－

石井事務局長：

本日は大変ご苦勞様でございます。定刻となりましたので、会議に先立ちまして血協委員長よりご挨拶をお願いいたします。

血協委員長：

皆さんこんにちは。お疲れ様でございます。午後の開催ということですので、ちょっと時間にも限りがあるのかなと思いますが、皆様に慎重なるご審議をお願いしまして、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

石井事務局長：

それでは、委員会会議につきまして議事等につきましては、血協委員長にお願いをいたします。

血協委員長：

只今の出席は、8名です。委員会条例第16条の規定により定足数に達しておりますので、これより令和2年第18回議会運営委員会を開会いたします。本日の会議は、お手元に配付の議題のとおりでございます。それでは議題1、請願・陳情の取扱いに関する要望についてを議題といたします。前回会議に引き続きまして、フロー図について柴田教育福祉常任委員長、石井公明党代表の両名による協議結果をご説明いただき、残りの部分について検討を進めていきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、柴田教育福祉常任委員長よりお手元に配布されておりますフロー図について、ご説明をお願いいたします。

柴田副委員長：

前回お配りしたのは、皆さんお持ちですか。対比をしながら申し上げます。陳情書は先例に拠って市内陳情者に意見を述べる場を提供しているということから、公明党の石井議員のおっしゃるとおりに陳情書を市内と市外、2つに分けました。それと、右の四角の市内在住者は、当初は議会棟に持参にしましたけれども、議会事務局に持参と直しました。それから、その下の四角の、請願・市内陳情者は提出者説明の申出の確認をし、というところを直すのを忘れていたんで、請願・市内陳情ではなく請願と市内陳情、イコールではないんだということを示すためにこれもあのコメントの石井議員の考案です。点に、要は下の先例に書かれているのと同じ書き方にしました。それからフロー図と右肩の説明の間に、提出・受理・扱いの協議・審査っていう風に、流れを解りやすく示したんですけども、その提出者説明の申出の確認をするという部分は、受理のところではなく提出だというご意見でしたので、これ分かりにくくなるので、他市のを参考にしてもこういう風に区分けしているところはないようですので、外しました。そこが違うところ、違えたところかな。市内と市外を分けたと

ということ。あと市内の方は、フロー図にさらに矢印を加えると、フロー図なので流れを示せばいいという図なので、そこにあまり細かく書き込むことはない。右肩に一応説明は簡単に書いてあると。右肩を読んでもらえればいいんじゃないかということで、あまり細かく矢印を分化させることは止め、市内と市外、2つに分けるということにしました。どちらにしても市内については、参考人としてお話ししたいですか、どうかと受付の時に聞くにしても、その回答も合わせて市内の陳情については取り扱う、諮問するわけですので、その回答というのは添えて議運の方にその結果も添えて報告されることになるので、ここの、さらに二股に分けていくっていうのは、それはフロー図の上ではいいんじゃないかと思ったので、ここまで致しました。以上です。

血脇委員長：

只今、柴田常任委員長からご説明がありました。補足で石井代表の方から何かご説明あればお願いします。

石井委員：

今日は、このフロー図について検討するというお話でしたので、このことについてお話しさせていただきます。柴田委員長には大変にご足労頂きました。本当にこれだけ作るのは大変だったと思います。ありがとうございます。そこでですね、前回の議運を受けて私共の作った、考え方の図というのを皆様にお示しして説明させていただきましたが、あの時の表をもし持っていて頂いたら見て頂きたいんですが、私共は完全に陳情者のことだけを言っております。そしてその陳情者でも市外と市内の陳情者、2通りあるよねということ。そして、ここは市内と市外を分けていただいたのでいいんですけど、市内陳情者の矢印が、柴田委員が作られたやつは一本しかないんですよ。これは根本的に私達と考え方が違います。私達は、市内陳情者でもいろんな方がいらっしゃいます。審査をしてほしいと願っている方もいれば、審査しなくてもいいから、とにかく出したい、議長さんの方に報告してもらいたいと考えている人もいます。だからDの議長報告とBの審査という風に、2通りあるんだよっていうのを、わざわざ矢印で分けたわけです。それがこのフローチャートには入っていないということで、前回これ最後に柴田委員に、ここ入れて下さいとお願いしたんですが、ここが入っていないので、ちょっとここが違うなと思います。できればここをまず、議運で検討していただきたいと思います。それが一つ。もう一つは、今日初めて申し上げますが、柴田委員が上から、右の端っこに文章で色々書いてくださいました。上から二つ目の大きなブロックでしょうか。下の方に、米印で請願者・市内陳情者に意見を述べる場を提供（平成10年より）とありますが、これはフローチャートに書く必要はないと思います。なぜなら、先例だからです。先例というは、先にこういう例がありましたよということで、それは議員たちが知っていればいい話で、これをわざわざここに書く必要はないと思いますので、これは消していただきたいなと思うのが二つ目です。そして三つ目ですが、先ほど柴田委員の説明の中に、あんまり矢印を増やしちゃうとごちゃごちゃしちゃうからという発言がありましたが、そうであるならば、私共は陳情書、陳情者についてのフローチャートを作っていただきたいと思います。つ

まり、請願と陳情を分けてフローチャートを作るべきだと考えます。以上3点です。議運の方でよろしくお願いいたします。

柴田副委員長：

まず二つに分けなかったというのは、市内であれば先ほど申し上げましたように、どういう内容であろうと陳情は諮られるということがあるので、一本にしたということと、それから二つ目の四角の先例のところを入れる必要はないということでしたけど、これを入れたのは白井市議会の請願・陳情の取扱い、平成27年に作られている、議会事務局が作ったものですけど、その中に書かれているので、ここでは請願者、陳情者に意見を述べる場を提供になっていますが、今回改めて市内と限ったので、市内陳情者という風に入れたんですけど、これは元々のフローチャートから抜いたものなので、それはどうなのか、よくちょっとご審議いただければと思います。それからもうひとつなりましたっけ、矢印、矢印はさっき言ったし、あと何かありましたっけ、請願と陳情を分けるということですけども、そうなるんですね、最初の公明党さんのお出しになった提案書と全く内容変わってくるので、それは改めて別のステージで審議していただくということで、その陳情に特化したものだけ出したいとか言うのでは、この請願書の提案の中身には書いてないので、とりあえずここはもう置いてですね、ここだけどうしてもあれだっけと言うのであれば、ここ置いて他の部分、この横長にしました資料の中のA B C D E F Gのうちの、Cがどうしても擦りあわないというのであれば、ここはちょっと置いてD E Fのような、参考人招致何人までとしますかとか、説明時間どうしますかというような、二人で協議して合致が見れた部分を先にやらないと、ここでやっているとずっと進まないかなと思うんですけどもそれはどうでしょうか。

石井委員：

横長の柴田委員と一緒に作った、一週間かけて作ったやつですけど、皆さんに見ていただいて、今Cの所やっています。でも今日で3回目です。このCのところだけで。ここはまた棚上げにするんだったら、いつまでかかっちゃうんだらうって感じがします。私共は最初から陳情の扱いについて提案しています。だから請願と陳情と一緒にフローには賛成できないというところです。陳情だけのフローで全然構わないと思うし、元々、フローを作りたいとは私は言っていません。言っていませんが皆さんが分かりやすいほうがいいと言うのであれば、フローを示した方が分かりやすいと言うのであればと思って、我々の考えを図にして参りました。この図を参考にフローにすることは、できるなというふうに考えます。なので、出来れば今日ここで、もう3回目ですから、決着をつけていただきたいと思います。

柴田副委員長：

あの、フロー図を作って下さいとは言っていないという、この提案についての協議をしているので、それであったらまた別のステージなんじゃないかと思います。私はね、今の流れをとにかく一目でわかるものにしたいという意図で出しているの、現行の様子、状況を流れとして載せたいっていうのがまずあるので、陳情だけ特化する必要を認めないし、請願と

陳情書、他市と同じように、同じ1枚の図で示せるんだったらそれで示せばいいんじゃないかと思うのです。陳情書だけ別にするって言うのであれば、また別の話題、話になるので一緒にはできないのではないかと思います。

古澤委員：

発端は、常任委員会の陳情だったわけですけど、その陳情を振り返って柴田委員がまとめたものが一つ提案されました。それだけでしたら今、柴田委員がおっしゃったように、そのことについてやれば良い訳ですけども、同時に議運としては会派の案を取り上げたわけですよ。ですから両方合わせたものを検討して行かなければいけないのではないかと思います。前回までも両方合わせたところで検討されてきたと思うんですね。確かに違いがありますけれども、私の捉え方としては、何回結構収斂してきているなという感覚を持ちました。ですからまた今回もここで作業を止めてしまうのではなくて、これをやり切ったらどうでしょうね。前回までの結論、それぞれの方持っていると思いますので、またこの新しいフローを見ながらご意見お聞きになって、委員長は。それでその先を進めていかれたらどうでしょう。ここで止めるというのは、いつでもなんか途中で止めてしまうようなところがあって、煮え切らない思いがしているんですけど。ここは私は、続けて決着つけたほうが良いと思います。それから私は、常任委員会の案だけではなく会派の案も出て、多角的に問題が提起されたので、どうせであれば請願を希望する方今少ないし、陳情と請願と同じ図にあるよりも陳情と請願を分けて、これは伊藤副議長からも出た案でしたけど、分けたらどうでしょうかという案を私も一応出してはいますので、それについてどうするのかっていうところも、どこかで諮っていただきたいと思います。

植村委員：

他の意見ということではなくて、会派だから石井委員に肩を持つかということそういうわけではないんですけど、今、古澤議員の話にも合ったように、ここできちんと整理をした方がよいと思います。

秋谷委員：

私も今植村委員がおっしゃるように、先送りにするのではなくて、先送りするとまたそちらの方でまた何回もという話になるので、できればこういう話が煮詰まっているときに、ここである程度の結論を出した方がよいと思うんで、陳情についてのことについて、私個人的には陳情は別々に、請願と別々に、請願というのはあまりないってこと聞いているので、出来るのであれば、陳情、この会派の作っていただいたこの陳情の方が分かりやすいんで、これ、別々にフローを作っていただくと分かりやすいような気がするんですけど。

田中委員：

柴田委員の方からこういうふうに分かりやすい形を出していただきまして、こここのところで最初、石井委員の方からもお話があった前回ですね、議員が各自審査処理、いわゆる議長

報告、それと2番目に委員会付託で審査、これ二本にすることは何かまずいご意見があつて、例えばその議長報告と審査と、これ二つに分けること自体が柴田委員の方はあまり芳しくないんじゃないかというようなお考えなんでしょうか。

柴田副委員長：

出すときに意向は聞く。それは請願であれ市内陳情であれ同じで、その結果も踏まえて議運で諮られるはずなので、だからあえて2本にすることなく、本人の意向がこうですよっていう結果を添えたものが議運で諮られると思ったので、2本に分けなくてもいいんじゃないのかなと思ったんですけど、ここでもう1本、市内の所にもう一本増やして市外の方への矢印が増えるということで、増やすということで全てが丸く収まるのであれば別にいいですけど。私はフロー図というのはそんなに煩雑になっちゃいけないなと思ったので、ここの扱いが結局、受理したものが諮られるのだから、そこで希望しているけど、この人を呼ぶかどうかを決めるのも委員会なので、希望したから必ず呼ぶっていうのはなくて、そこはちょっとハードル上げているので、だからそこまで2つ示さなくてもいいかなということで、1本抜かしたのですけど。もうここでまた陳情だ、請願だということで2つにしましょうとか、煩雑にならないように1個にまとめたいので、それで石井委員なんかも、市内の方にこの点線の矢印を市外の方に向けて出すということであれば納得されるということであれば考えなくちゃいけないけど、ちょっとその下の文言がまた変わってきますけども、そういうことかな。その方が分かりやすいですかね。私は何か違うかなと思ったんですけど。

田中委員：

そうすると柴田委員の考え方としても、ここの、今日いただいた市内の下のブルーの矢印ありますよね。この右側には審査、左側には議長報告という意味が入っているんですよということでよろしいですか。わかりました。

古澤委員：

このフローは、議員が理解するためのものというよりも、出す方達が理解するためのものですよね。だから柴田さんが市内のものほどちらにしても意見を聞く、参考人を呼ぶか呼ばないかは議運で決めてとか今おっしゃいましたけど、それは議員側の見方で石井会派代表がおっしゃったのは、陳情書を出すときに自分は説明とか呼ばれたくないから報告だけで、提出だけしたいですよ、ということを示したいから矢印をつけてください、とおっしゃったんだと思うんですね。だからちょっと取り方が、理解の仕方が違っているかなと思いますけど。そこはいかがですか、柴田委員。

血脇委員長：

今、古澤委員からあったとおりですね、捉え方なんですよ。これが違うと。要するに柴田常任委員長が出して来たものは、今までのホームページですとかそういうところを見ると、陳情者が呼ばれることがあるということが入っていないと。そういうことを含めて陳情を出

す方に、事前にですね、わかっていただくというようなことで、柴田常任委員長の方からは出たのかなと。で、石井代表の方の求めているものは、審査を求めるか否かを確認するところになっていて、ここでもう論点が全然違っているのですよ。ですから、これいくら話していてもなかなか平行線のままになってしまうのかなと感じているのです。審査を求めることを確認するか否かというのと、柴田常任委員長の方は陳情者・請願者は招致されることがある旨を公表しておくということで出されているのかなと思うんですが、このあたり石井代表、柴田常任委員長いかがでしょうか。

石井委員：

先ほど柴田委員が、それは提出者が事務局に提出に来た時に言えばいいことで、ということも、ちらっとおっしゃったかと思うんですけど、その時に確認すれば、と言うようなことをおっしゃったかと思うんですけど、それは以前、血脇委員長が否定されましたよね。要するにきちっとホームページでちゃんと出すものです。今やっているのは。そして市民が見た時に、事前にちゃんと陳情書を作る時に事前に見て考えてくるわけで、ここに来ていきなりそうです、ああですっていうわけにはいかないの、前もって市民がわかるようにきちっとホームページに載せるものを今検討していますって、確か委員長おっしゃったと思うんですね。だから来てからどうのこうのってことではないです、とおっしゃったと思うので。

柴田副委員長：

そういうことがわかるように、右の四角の中に申し出を確認し、っていう文言が入っているので、それをこういうことホームページに掲示しておけば、そういうこともあるんだなというのがわかるんじゃないかなと思います。

古澤委員：

右の文言というのは読めば確かにわかりますけど、まず最初に目に入ってくるのは矢印ですよ。だから私は、なるべく単純なものが良いと思って、分けた方が良いと思ったんですけども。陳情者がまず出すときに、自分が説明員にならなくても良い、参考人にならなくてもよいということがわかる図であるとすれば、これはやはり、もう一つ点線の矢印を市内のところから右斜め下に向けて書かないと分からないのではないかと思いますけれどもね。

血脇委員長：

今、古澤委員の方からあったのですが、この市内という下に矢印が今1本、陳情の部分ですね、これを2本にして、その古澤委員が言われたのは2本にした方がということで、これ、こういうのもあるのではないかなと思うんです。2本にします。2本にして、ここに審査を求めるか否かを確認する。ちょっと書き込むようになってしまうかもしれないんですけど。

柴田副委員長：



それをフロー図の中に書き込みたくないから、小浜市のを参考にしながら右側の四角の中に入れました。

血脇委員長：

今、柴田委員長のほうからもあったんですが、この右側に書き込むということで柴田委員長は入れたのですが、古澤委員の方は、フローの中にそういうものを、矢印ですね、矢印の中にそういうものを入れた方がいいだろうということなので、この右側にある部分、柴田委員長が右側に活字で書いてある部分を、この矢印のところを2つにして、審査を求めるか否かを確認することと、審査を求めた場合は、審査を求める矢印に持っていく。審査を求めないのであれば、それは議長報告とするというような形になるのかなと思うんですか、そういうようなフロー図もひとつありではないかなと。

古澤委員：

ですから、出す方の身になってみると、市内の方が出した時に、私はただ出すだけで報告扱いして頂きたいんですよという、そちらの矢印の方向と、矢印の方向が報告扱いだということと、それからもうひとつ、ブルーの方は審査の扱いで、延々と続くわけですね。自分の出したものがどういう扱いをされるかということが、目視でパッとわかるようにすればいいんじゃないですか。だからやっぱり2本要ると思いますよね。

柴田副委員長：

報告だけでいいんですよっていうので、市内の人がわざわざ陳情を出しに来るのかなというのもあったので、それってあるのかなと思ったんですが、もう分かりました。それじゃあ市内の方に2つ、青い、塗ってある矢印と市外の方に向けた点線の矢印が付けば、この問題が解決となりますか。ではそうします。

血脇委員長：

だいたい方向性が見えたのかなというこの部分、この市内陳情については市内のところ、これ矢印を2つにすると。議長報告とされるものか、あるいは審査の方に流れていくものかというようなフロー図になっていくということで、皆さんよろしいでしょうか。そうしましたら、先ほど陳情と請願のフロー図を2つに分けた方がいいだろうというような意見があったのですが、これはもう、ひとつにするということでよろしいですね。

伊藤副議長：

今、話されていて、矢印が1本増えるということで、それについては受付の時に、これは審議しなくても、議員の皆さんに配布していただければいいですよという矢印ですよ。という話ですよ。それとあとは、議長が受理して審議してくれという風に市民が望んでも、それがここに値しない、審議に値しないで、ただの報告になるものも、もう1本あるはずですよ。だからもう1本必要だということを、話し飛ばしちゃうとダメなのではないですか

ね。市民は望んでも議会に、議会で値しないものというのものもあるのではないかなど。以上です。

古澤委員：

今、伊藤副議長がおっしゃって頂いたのは、私が疑問に思っただけで提案させて頂いた部分です。だから本当に、正確に矢印をつけるのであれば、そこはつけていただきたい。ただ、皆さんの意見で煩雑になるというのであれば考えないでもないなというところです。

柴田副委員長：

とりあえず市内で陳情審査を希望する人が、一応決めるのは委員会なので、呼ぶかどうかをね。だからそこは、しっかり押さえておきたい。今までは求められたら絶対に呼ばなければいけないみたいなあれがあったけど、そうではなくて決めるのは私達。それともう一つ、審査になじまないものについては別建てで紙をお配りしてあって、これは検討をお願いしたい。ここにはとても書き込めなくて、フロー図なので、流れだけなので市内の陳情書についての記述って言うのをバツと書き出して、たぶん先週お話していると思うんです。そういう風なものを付け加えないとだめだよねというのは、これは石井議員と一緒に考えた部分です。だから公序良俗に反するものとか、係争中の裁判のものとか、既に一回やったものとか、そういうものをホームページ上に出せばいいのではないかなというので、そこは一致したところなんですけど。それはここが済んだら後で説明をして行こうかなというところでした。

石井委員：

前回、古澤委員からご指摘いただいた部分は、矢印が1本必要だよって言われたのが、今、伊藤副議長に指摘された部分です。それはこのフローチャートで行きますと、真ん中に議会運営委員会で付託先等を協議と書いてあります。その下にでっかい、ぶっとい水色の矢印があります。このでっかい、ぶっとい水色の矢印から右の方向に矢印を引いて、点々矢印のところは1本引かなければいけないということなんですよね。つまり議会運営委員会で付託先を協議した時に、市内陳情者で審査してほしいという風に言われても、審査に該当しないものは、報告だけになっちゃうよと。だから前回、古澤さんに指摘されたのが、ここに矢印を入れてということです。フローチャートをそうすると、あの今委員長が請願と陳情、一緒にいいですねとおっしゃいましたが、ここです。また問題なのは。請願と陳情を別のフローにしてほしいというのも私達のお願いであり、これでせつかく作っていただきましたが、ちょうど真ん中より上のところに、黄色く書いてある定例会開会日の9日前までの正午までと黄色で書いてありますね、帯。その下に文字で市内の陳情については取扱いを諮問とか、右の方に行って市外の陳情については議長報告と言葉で書いてあります。これは、なくなっても大丈夫なんですよ。フローチャートをちゃんと陳情のフローチャートにすれば。こういう字での説明というのは要らなくなるのです。だからもっとすっきりと、私たちが会派図として陳情の図を示しましたが、もっとすっきりとわかりやすい図になるはずなので、

例え矢印が増えようとも、それは見やすくなるはずですが、だからここで請願と陳情のフロー図を別にしたほうが良いと思います。

血協委員長：

請願と陳情のフロー図を別にするというようなことだと、柴田常任委員長が作った中に、右側には陳情書というものでフローになるんですけど、これが、もう全て消えた状態になって全く別途で陳情のフローを作るというようなことですか。石井代表。

石井委員：

消えるのではなくて分けるのです。そのまま分ければ良いのです。わかりやすいと思いますよ。このまま分ければ良いのです。請願は請願、陳情は陳情で。消す、でもなければ、なくなるなんて。

血協委員長：

1枚の用紙でということによろしいですか。石井代表はこの間出されたときに、陳情のみについてということで公明党さんから、これのフロー図が出てきたわけですよ。このフロー図をある程度、柴田常任委員長が加味しながらこの中に落とし込んだのではないかなと思うんですが、こういう、落とし込んでいますけども、まったく2つに分けると言う意味が、私、ちょっと理解できないでいるんですけど。2つに分けると言う。

古澤委員：

先ほど伊藤副議長がおっしゃってくださったように、前回、私が議運のあとの陳情の取扱いも審査になるか、報告になるかというところで、正確にはもう一つ矢印が必要ではないでしょうかという意見を出させていただきました。伊藤副議長が出してくださらなければそのままになっていたのかなと、ちょっとおかしく感じたんですけども、私は、皆さんがこれは煩雑になるからいらぬよということであれば、どこまでも固執するものではありません。ただ、矢印が複雑になるとおっしゃっていますけども陳情と請願をわけるのであれば、この会派の図を見るのであれば、1本矢印を議運の後に加えたところで、何ら煩雑ではないと思います。そんな理由もあって、陳情と請願、全く違うものですからね、陳情と請願って。法律の扱いも違うし、流れもこれは各市町村で変わってきているものですから、分けても何らおかしいことはないと思って提案させていただきます。

血協委員長：

柴田常任委員長から示されているのは、ひとつ、一番上の、上段に請願と陳情という2つものが、流れを示されているんですが、請願の流れと陳情の流れというのを別に、わかりやすくフローを、ということですか。石井代表。

石井委員：

委員長から私が指名されたので私がしゃべりますけども、請願書のこの流れ、このままでいいと思います。請願書のね、柴田委員が作ってくださったフローというのはこのままでいいと思います。ただ、途中の陳情についての文言は全部消されますよね。とにかく請願のフローはこのまんまでいいと思います。これとは別に、陳情の方のフローをこのまんま、またこのまま作ればいいと思いますよ。柴田委員が作って下さったように。

血脇委員長：

ですから私が聞いているのは、請願の流れというのを一つ作って、陳情の流れっていう、下に落ちてくるのは、だいたい同じようなものが落ちてくるのですが、陳情の場合はそのほかに矢印が入ってくると思うんですが、要するに請願の流れは請願の流れで一つにしてしまうと。で、陳情の流れは陳情の流れで一つにしてしまうと。柴田常任委員長が作っていただいているのは、請願と陳情、途中から流れが同じような流れの中で書き込んでいるのですが、全く別のフローをとということでしょうか。

石井委員：

なぜそう言ったかということ、私共は陳情についての提案をさせて頂いているんです。陳情についての提案をさせて頂いている中で、今日はフロー図の話になりました。では、陳情についてのフロー図をとということになって今、色々矢印がどうのこうのとなっているわけですが、矢印がこっちになったりあっちになったり見づらいよねという話が出ましたので、であるならば陳情のフロー図を別に作って頂いた方がいいんじゃないですか。その方が市民には見やすくわかりやすいんじゃないですかという意味です。

血脇委員長：

請願のフロー図と陳情のフロー図を2つに分けた方が、というようなご意見を頂いているところなんですけど、皆さんのご意見をお伺いしたいと思います。

植村委員：

自分もですね、一番最初、私たちの会派で、陳情についてのこういうものを出したのは、やはり委員会でこの陳情が取り上げられて、少しここで考えた方がいいな、色々考える点があるなということで、これを出したわけです。柴田委員長が作ってくださったこの陳情書とそれから請願書が一体になったものは、どっちかって言うと議員サイドが見て理解するものであって、一般の市民の人がわかりやすく、その情報を自分の中に取り入れて請願書を出すためには、陳情と請願を分けて2枚にして出したほうが僕は絶対にいいと思います。分かりやすいと思います。要は、市民の人が安心して、諦めたり色々なこと心配しないで出せることが、一番大事なことだと思いますので、これ分けた方が、私はもし自分が一市民だったらこっちの方がわかりやすいってなりますね。そういう意味で陳情・請願、分けてフロー図を描いて頂いた方がベターだなと思います。

血脇委員長：

平成27年8月4日に事務局です、白井市の請願・陳情の取扱いというフローが作成されていてですね、これが一つになっている。柴田常任長はそれをですね、ある程度過去にそういうものが出されているんで、それを参考にされて今回この請願と陳情を同じようなどうか、一つのフロー図にされたのかなと、この間柴田常任委員長がされていたので。他市のものも見て請願・陳情が分けられているところがあまり見当たらないということで、一つにして出されたと先般の説明ではいただいたところですけど、今、皆さん、請願・陳情を2つに分けると。今、植村委員の方からも分けた方がいいだろうというご意見ですが、ほかの皆さん如何でしょうか。

古澤委員：

私は先ほど申し上げたとおりに分けた方が市民の立場からしては見やすいのではないかと思っています。

田中委員：

作って頂いたやつを何とかこれ利用できないかなと、ちょっと考えていたんですけども、右側にコメントが入ってくることもあって、やはり請願・陳情を分けた方が逆に、請願の方は例えば請願書の左側にコメントがあれば、なんとなくわかりやすいんですけども、陳情も請願も右側にずっと入ってくるようだと、やはり見にくくなってくるのかなとは思いますが。ただ、これは横書きにすれば直るものなのかどうかというところなんですけれども、結論的に言えば、見やすいという点では請願・陳情に分けた方が確かに見易いかなというのはあります。

秋谷委員：

先ほども同じこと言ったんですけども、私もやっぱり分けた方が陳情者の立場に立てば見やすいし、わかりやすいというか一目でわかるので、そちらの方がいいと思います。

中川委員：

ご足労願って、これで進行してきたと思うので、何とかこれが生かせないかなという風に思うんですが、今、皆さんの方で右側の列のコメントが分かりにくいだとかそういうのがあれば、起案者の方でこれを変更してもいいということで大きく構えていただければ、2種類で陳情と請願を分けるということは、反対ではありません。

柴田副委員長：

白井市の先例として市内陳情を特別に扱ってきたという経緯を考えれば、陳情はこういうふうになっているんですよというのを別の図で示すのはいいかなって。その方がわかりやすくなるかなって思います。なので、フロー図を作るというのは私の提案なので、私が作り直

しをします。石井議員のこれを大いに参考にしながら。2枚にします。それでよろしいですか。

血脇委員長：

今、柴田常任委員長の方からですね、このフロー図を請願と陳情に分けた形で、再度、フロー図を作成していただくというようなことで、皆さんご異議ございませんか。

古澤委員：

フロー図の確認は、また次回やるのですね。

血脇委員長：

それでは柴田常任委員長の方で、請願・陳情に分けたフロー図を作成して頂いた後にですね、事務局の方に柴田委員長が送るということですので、事務局の方から送られたものをですね、議会運営委員会の委員の皆さんに、メールなりで送信していただきたいと思います。受信された委員の皆様はそれをよくご覧頂きですね、次の議会運営委員会の開催の時に皆様のご意見等を頂きながら、最後、集約をできればと考えておりますが、そのような流れで皆さんいかがでしょうか。よろしいですか。それでは、その部分についてはそのようにさせていただきますのでよろしくお願いをいたします。

長谷川議長：

皆さんご存知のようにですね、陳情の取扱いに関しては請願の例によって処理をするということになっています。現状はですね、市外陳情は議長報告とするということ、フローチャート上は関係なくですね、私の方で提案をして議会運営委員会で諮って最終的な決定をしていただくことになっています。で、最初からですね、市内の陳情を希望者の都合で議長報告とすることになると、そここのところの皆さんの合意を図っておかなければいけないと思いますので、その旨よろしくお願ひします。

血脇委員長：

これについては、例えば陳情者が、それを提出に来た時に審議は求めない、議長報告でいいという確認が取れている場合については、議運の中でどのような内容の陳情であっても本人が議長報告でいいと言う申し出であれば、そのまま議長報告とするということよろしいですか。よろしいですね。では、そのようにさせていただきます。休憩します。再開は16時とします。

休憩　－15：47－

再開　－16：00－

血脇委員長：

それでは、15秒前ですけども、会議を再開いたします。それでは、先般なされている議会運営委員会用の陳情・請願に関する提案説明用の資料のA・B・Cのところまで、Cが完全に片付いているわけではありませんがCまで進みましたので、これからDの方に入っていきたいと思えます。Dについてはですね、委員会案としては、参考人は原則陳情者として、皆さんお手元にありますか、では、読んでいただければそのとおりで。公明さん、会派案では、陳情者を含め原則3名と。で、その右側に提案を受けてということですが、陳情者・請願者2名以上の場合は、代表者を決定していただきたいということですか、委員会が招致する参考人は、請願者・陳情者を含め3人（4人）までとしますということですが、この人数等について、皆様からのご意見をお伺いしたいと思えます。よろしくお願ひします。

田中委員：

上の方のですね、請願者・陳情者が2名以上の場合は、ということは、これ、ホームページに掲載することという方に石井委員と柴田委員の合同の書類で2名というように書いてありますので、これは、このままで私は結構だと思えます。それで、招致する人数にしましては、これは3名ぐらいでよろしいのかなというのが私の考えです。以上です。

血脇委員長：

今、田中委員の方からは、請願・陳情者が2名以上の場合は、ということで、これは2名でいいのではないかとということ、それから田中委員すみません、これ、代表者を決めてくださいと言うのですが、代表者を決めていただくということで、そのままよろしいということですか。わかりました。ということで次、委員会が招致する参考人は、含め3人という田中委員からの意見ですが、皆様そのほかご意見ございますでしょうか。

中川委員：

請願・陳情の場合そうですが、出されてくる案件によって、こういう専門分野の人だとかこういう立場の異なる人たちということで、いろんなケースバイケースが考えられるということで、人数は出さないここで、何人までとするということは。こちらで決めさせていうこととお受けすると。全部来ても一言も発言しないような方が6人、7人来てもらっては本当、困るわけで。それだったら傍聴にしてもらえれば良いわけですから。そういう点では案件によるのだと思えます。だから、案件の内容を見てこちらで決めるというスタンスで表現していくような形で、人数を何人までとかしたら、では、ぎりぎり何人でもいいではないかと、4人までとかね。書いてあるから4人来たけども、1人しかしゃべらないとかね、そういうことだってあるわけだから。ここは、やっぱり新しく規定を決めて進んでいく上で、いろんな案件に収斂した中で決まってくるのではないのでしょうか。だからここで時間配分をこちらで考えてね、3人まで、4人まで、5人までとか、いう風な決め方をしないで、内容がもう千差万別だということで、弾力的に扱っていくということで、人数表記しない。こちらで決めさせていただくと。

血脇委員長：

中川委員の方から人数制限はしないと。こちらでその人数は決めさせていただくということですが、招致をするのは常任委員会が招致することになっておりますので、陳情者・請願者が何人来たいと言っても、常任委員会の方でそこを制限することは可能であることは、ご承知おきいただきたいと思います。他にご意見、今、中川委員の方から制限しないということですが、ほかにご意見ございますか。

柴田副委員長：

この間はですね、逆に人数を明らかにしなかったからいっぱい来ちゃったんです。逆に事務局も断る口実がどこにもなくて断れなかったんですね。だから、私は人数は書いてもいいんじゃないかと思ったりします。それで、3人、4人という風に意見がちょっと、揉んでもらいたいなと思ったのは、もしかすると委員会サイドで、この件に対しては反対の立場の専門家をちょっと呼びたいよねというような場合があるかもしれない。陳情者だけでなく。そういうので、4人というのもありではないかねという話をしていました。なので、私、全く人数をどこにも示さないというのは、なんか、この間のようなことが起こるのは、事務局がかわいそうなばかりなので、どうかなと思います。

石井委員：

柴田委員のおっしゃるとおりです。やはりここは、人数をきちっと示しておかないとお断りする理由がないということなんですよ。なので、3人か4人という風にしていただきたいと思って、具体的に3人か4人という風にお示ししました。もう一つは、過去にですね、私も13年間の中でですね、陳情でやはりあの参考人を、我々の認識不足で向こうに言われるまま、参考人がどんどん来ちゃったということがたくさんあったんですけども、審議する側が執行部を呼ぶ場合があります。いろんなことを聞きたくてね。参考にしたくて、執行部を呼ぶ場合があります。でも執行部は参考人にはなりません。執行部はあくまでも説明人になります。で、我々、自分たちで専門家を参考人として呼ぶということは今まであんまりなかったんですね。だから、でもあんまりないけどやっぱり1人ぐらいはあるかなと。で、参考人って、そんな何人も呼んで喋ってもらうほど時間はないので、私もやっぱり3人でいいかなと思ってここにこうやって出しました。以上です。

血脇委員長：

今、柴田常任委員長の方からは、人数はやはり制限したほうがいだろうという。それから石井委員の方からは、先ほどの3から4で出ているけど、3名で、というようなご意見だったかなと思いますが、他にご意見ございますか。

古澤委員：

私も人数制限してもいいのではないかと思います。いままでの陳情とか請願を振り返ってみますと、大体のご意見述べられるの、2名から3名なんですね。4名ということは少な



ったのかな。この間のは、自分の立場を説明される方が傍聴席の方にいらしてお話しされていましたが、参考人として招致するのは3名でいいかなと。今までのことを思い返して、判断します。

血脇委員長：

古澤委員の方からも、人数は制限して3名が妥当ではないかというようなご意見だったかと思いますが、他の方ございますか。

秋谷委員：

私も3名で妥当だと思います。

血脇委員長：

秋谷委員の方から3名でというようなご意見ですが、植村委員いかがでしょうか。

植村委員：

個人的なことですけど、たくさんの方がいるとわけわからなくなるので、3人位ってすごくわかりやすいと思います。個人的に3人で良いと思います。

中川委員：

さっきここにあの、数字を示さない方がいいと言ったのは、多ければ多いほどいい、大歓迎だと、そんな観点ではなくて、このテーマでこの発言を求められたらしっかり意見を述べられるという、どの程度の人数を、事前に詰めればいいわけですよ。こういう専門家とこの専門家はやっぱり3人は専門家が必要で、ぜひ聞いてほしいという風な中で、その都度こちらで決定させていただくという意味で、決定権はこちらにあるので。それを3と言ってしまったら、向こうはどうしても4名でというのも、テーマと中身に依るだろうということで、数字はある程度の線は出るかもしれませんが、これはやっぱりもう少し、人数を決めないで、しばらくやって行って、そこでこれはもう間違いないと、3でいいと、4でいいという風なことがわかった段階で、そこを変えればいいじゃないでしょうか。今この段階で3名だとか、（4名）と決めることはないと思います。

柴田副委員長：

では、中川議員に確認したいのですが、例えば案件によって、人数はこちらで決めればいいと言われた場合に、参考人、陳情者なり請願者が何人来たいのですという申し出と折り合わない場合がありますよね。私はこれまでは陳情者とか請願者とは直接話をしないようにしていました。審議の日までは。だけどその人数調整をするっていうことになると、ずっと委員長なりと陳情者が事前に接触をして、私たちの判断で3人にさせてもらいます、みたいなことを伝えなくちゃいけないんですけど、そういうことも踏まえてのご意見ですか。

血脇委員長：

先ほど柴田常任委員長の方からあったのですが、複数の人数が参考人としてくると、事務局あるいは常任委員長も人数の制限がなかったんで、断る理由がなかったと。ですから、この白井市議会では、ある程度、なんでもかんでもじゃなくて、人数の制限をつけた方がいいだろうというようなことで、提案されたものというように私は理解しているんですが。中川委員、いかがでしょうか、この辺り。皆さんの意見は概ね3名が妥当だろうというような意見なんです。

中川委員：

基本的に決定権はこちらにあると。断る理由が辛いからというのは、そこはちょっと我慢して。向こうの方がね、どういう参考人を呼びたいのかという話を承っておいて、こちらで決定をさせて、通知をさせていただきますということで。ここに前もって3名までとか、原則を決めるというような、その原則はテーマによって違って来るだろう。今回の発端になったことは解ります。ワッと来たというね。テーマが千差万別だということと、決定権はこちらにあると。

石井委員：

今、中川委員がおっしゃった、例えば請願・陳情のテーマが、中身が色々あってとおっしゃいましたが、テーマが違うのであれば陳情も2つになるのですよ。そうすると参考人も3人から6人になるわけですよ。だから、陳情の中身が違うのであれば、違った中身の陳情を2つ出してもらえばいいわけで、そこは中身によってと言うのであれば、そういう考え方もできます。

植村委員：

うちの会派で最初、当初、石井さんまとめて出したものは、3人（4人）とありましたよね。これが委員会の方で、その内容とか色々な事から判断して、場合によっては1人多くてもいいかなという思いで、ちょっと入れたんだと思うので、3人ということであれば今の中川委員の意見も取り入れるのであれば、カッコして4人としたらどうなんでしょうか。

血脇委員長：

今、植村委員の方からカッコして4人にしたらどうだろうかというような。

田中委員：

皆さんの意見の中で、中川さんのご意見もわかったのですが、人数を明記しましょうという方が非常に多いものですから、その辺で進めていただければと思います。

血脇委員長：

あんまり諮るといふのもあれだったので、中川委員、皆さんから3名、植村さんからカッコ4、という話も出たのですが、3名という意見が非常に多いのですが、ここで状況によっては3名と謳ってですね、状況によって後にまたこれ変えることってできると思うんです。絶対買えられないというものではないので、ここでは人数を明記して様子を見るという言い方が適切かどうかわかりませんが、ということで中川委員いかがでしょう。

中川委員：

様子を見るという腹積もりがあるから、こう言っているわけですけども。スタートにあたって、人数は適切な人数をこちらで決めて通知しますということでもいいんじゃないかと。

古澤委員：

参考人は委員会が招致するものであるということ強く押し出すために、参考人は原則として3名とし、委員会が招致するものとするという、明確に書いた方がいいのかなと思いますが。原則という言葉がこういう時に使うのが妥当かどうかわかりませんが。原則3人だけあれば。参考人は原則3人とし、委員会が招致するものとする。陳情者の方から何名出ていいですか、というものではないですよ、ということ最後に止める形で言う事によって、明確にできるのかなと思いました。これと変わらないんですけどね。もし4名の可能性があるとしたら、原則という風に言って逃げられるのかなとか、ちょっと思いましたけど。

血脇委員長：

今、古澤委員の方から請願・陳情者を含め原則3名までとし、委員会が招致する、というような文言にしたなら、3で完全に縛ってしまうのではなくて、原則という言葉を入れて、状況によっては4、また状況によっては5というのも考えられるのかなと思うんですが、皆さん、今古澤委員の方から出ましたが。

柴田副委員長：

参考人は原則3人とし、委員会が招致する、委員会が招致するって、もう法律のどっかに条文に書いてあったので、するものとする、と言うとまるでこちらが決めるみたいなので、委員会が招致する、って止めちゃっていいかなという。で、とてもわかりやすくなったなど。ありがとうございます。

血脇委員長：

すいません、先ほど古澤委員が、するものとする、ということで、私は、ちょっとそのところ、委員会が招致する、というところで留めたんですけども。あの、折衷案ということで、古澤委員の方から出されているのですが、中川委員如何でしょうか。他の委員の方のご意見もお伺いしたいと思います。

中川委員：

私は言ったとおりです。人数はこちらが決めると。明記するのならそこがはっきりわかるような表現にしていただければ。それが2だとか3だとか、あまり安売りする必要はないと思うのです。人数の。目途と言えばね、目途の解釈はいくらでも立つわけだから。最終的にはこちらで決めると。

血脇委員長：

もちろんこれは常任委員会、常任委員長がこちらで決めるものなんですけども、これ、出された理由は何だと言ったら、今までこちらが招致するという認識よりも、向こうから参考人に行きたいと言うと、それ、みんな受けていたと。で、前回の陳情の時に、あまりに参考人として出席の求めが多くて、どこにも明記もされてないことから、その6人の方を招致せざるを得なかったと。ところが前回、私も傍聴していたんですが、あれだけの人数が来ても全く喋らずの方もいたりして、何のために参考人で来たんだっていうような、ちょっと思ってしまったんですけども、そのようなところで中川委員、ここは、原則3名までとし、委員会が招致するというようなことでいかがでしょうか。

中川委員：

皆さんがそれで良いのならもう。

血脇委員長：

皆さん先ほど、3名とするということだったんですが、古澤委員の方から折衷案ではないですけども、原則という言葉を入れて、委員会が招致するという文言をこの中に入れるというような形で、皆さんいかがでしょうか。よろしいでしょうか。そうしましたらこの部分は、委員会が招致する参考人は請願者・陳情者を含め原則3名までとし。

古澤委員：

委員会が招致する参考人は、と書くと、では、委員会の招致しないほかの参考人もいるのかと一般の方が思う可能性が出てきますから、これを最初に持って来ずに、参考人は原則3人とし、その次に最後に、委員会が招致する。

血脇委員長：

これ、3人とするというと、3という数字になってしまうので、3名までというような形にとった方がいいかなと。それでは、参考人は、請願者・陳情者を含め原則3名までとし、委員会が招致する。というような文言でよろしいでしょうか。それでは、その部分については左様決定いたしました。

続きましてこの上の部分、請願者・陳情者が2名以上の場合は、代表者を決定してください、という部分で先ほど、田中委員の方から2名以上の場合ということで、これ2名が良いのではないかと、代表者を決定してくださいもいいのではないかと、ということですが、皆さんのご意見はいかがでしょう。

石井委員：

これは過去にですね、請願者・陳情者が名前を底の欄にずらずらと5人も6人も、挙句の果てには署名の人数まで持ってきて、出されたことがあるんですって。で、誰に連絡をしたらいいのかという、代表者を決めてくださいという風に事務局の方であれしたならば、そんなものはどこにも書いていないというようなことを言われて、代表者なんて決めるなんていうあれはなかった、みたいなですね、なのでこれも最初にきちっと書いておいたほうが、2人以上請願者とか陳情者がいるのであれば、代表者を決定してくださいというのを書いておいた方が、相手も誰を代表にするかというのを決めて来るという部分で、これ、ちょっと過去の痛い想いがあったということを知りましたので、こんなことが。ちょっと二人で相談して決めました。

柴田副委員長：

これは、調布市のマニュアルにもそれしっかり書いてある、代表者を決定してくださいと。で、石井議員と話して、やっぱりそれは絶対必要だから、これは書き込ませてもらおうねということになりました。

血脇委員長：

皆さんいかがでしょうか。過去のことを教訓にして、今回はこのような文言を明記した方がよいのではないかとということですが、代表者を決定していただきたいということと、2名以上の場合ということ。

秋谷委員：

私もこの文言に賛成です。2名以上の場合は代表者を。それの方が、連絡しやすいので。

血脇委員長：

秋谷委員の方から、連絡等を含めた時に、やはり代表者を決定していただきたいということ、2名以上でいいのではないかとということですが、他にご意見ございますか。それではよろしいですか。この部分、請願・陳情者が2名以上の場合は、代表者を決定してください、というような文言を明記しておくということではよろしいでしょうか。それでは、この部分については左様決定致しました。休憩いたします。再開を30分といたします。

休憩　－16：24－

再開　－16：29－

血脇委員長：

すみません。30分再開ということでしたが、1分10秒前ですけど、会議を再開いたします。それでは、Dの部分が終わりましたので、続きまして次ページになります、Eの部分、こちらについて公明党の方から委員会審議の中で、初めに行う参考人による説明は15分ま

でとします、というようなことで、これ柴田委員長と、そうか、失礼しました。ここで提言を受けてということなのですが、説明時間はどのくらいが適切かということで、皆様の意見等をお伺いしたいと思います。

石井委員：

委員会審議の中で初めに行う参考人による説明、ここを時間きちっと決めましょう、という風に出させていただきました。だいたい陳情は出た瞬間から、もう議運が始まる前から、陳情が出た、これはうちの委員会だね、とか皆さんあるわけですよ。特にうちの会派は3人なので、必ず陳情が出ると3人でどこの会派かね、ってやるわけです。どこの委員会かねってやるわけですね。その瞬間からもう勉強を始めるわけです。県会議員に聞いたり、国に聞いたり、陳情の内容によっては幅広く勉強します。勉強した上で、色んな議員さん達とも意見交換をしたり、自分でインターネットで調べたり、色々勉強します。なので、審議の当日は早く審議したいんです。なのに説明が30分も1時間もされると、こちらがそれを聞こうと思ったのに、という部分もあるし、本来は審議時間をしっかりと確保することが議員としては大事なことなんじゃないかなと思うわけです。なので、最初の説明は陳情の趣旨とその陳情事項をしっかりと話してもらえばいいなど。でも、それだけじゃ言い足りないかなと思って15分という風にしました。その説明が終わったら、すぐに審議ができるように、それこそどういう気持ちでこういうものを出したんだ、とかね。そういうことからいろいろ審議はあるかもしれませんが、そういった意味で審議時間をしっかりと確保したいので、説明は15分まで、としました。もちろん15分までやらなくていいわけで、5分で終わっても構わないわけですが、どんなに長くても15分で終わるよ、という意味です。ここの数字については、皆さんに検討していただいて柔軟に考えていきたいと思います。以上です。

血脇委員長：

説明が終わりました。皆様からのご意見をお伺いいたします。

中川委員：

15分の根拠は、これまでにやってきたいろんなケースの中から出てきた数字なのかなという風に推察はしますが、15分というのはどういう根拠で、どういう経験値で判断された数字なのでしょう。私はどうしても数字が先に出てくるというのが、非常に気になる。

石井委員：

最初に要旨と陳情事項というのを書面で出されます。あの書面を本当は読むだけで結構なんです。書面を読むだけだったら3分、どんなに長くても5分で終わるんですけども、今まで、それだけで終わってすぐに審議に入った場合もありました。しかし1時間も前置き、このあいだもそうでしたよね。まず1時間、画面を使って説明したというのがありました。そういった時間を、1時間も30分も使って説明されても、審議時間が少なくなってしまうと議員さんの時間確保ができなかったということがあるので、実は我孫子はこれ5分なんで

すね。最初の説明時間というのは。私達も最初は、じゃあ20分ぐらいにしといた方がいいかなと、要旨の説明だけ、読み上げるだけでは参考人も来た甲斐がないだろうということで、20分位にしようかなとも考えました。でもやはり、大事なのは審議時間だということで、15分という形にしました。他の市は5分とか10分というところも、確か前に資料であったような気がしますよね。他市はもっと短いように思います。だからこの15分でいいかどうかは、この議運の中で検討していただいて、決定していただきたいと思います。以上です。

古澤委員：

せっかく陳情と請願、受け付けるわけですから、それを出した方達の気持ちを十分汲むということは大事なことであろうかと思いますが、一応、陳情趣旨と陳情事項という形式がありまして、そこに一応書いていただいて、それをもとに質疑の中で色々な多重、重なることとか角度の違うこととかを聞いていくということで。これは最初の説明の時間に限っているので、そうすると15分まであれば十分ではないかと思います。本当に、この間の教育福祉の陳情の時は陳情趣旨と事項を読まないで、自分の、何か違う説明をされていて、それをこちらが指摘しなかったのも悪かったんですけども、非常に長かったです。それは、説明の中でこちらが質疑で聞いていけばいいことであって、まず、思いを端的に趣旨と事項にまとめていただくという最初の説明では、15分で十分かなと思います。

血脇委員長：

今、古澤委員の方から15分までが十分ではないかというなご意見ですが他にご意見ございますか。

柴田副委員長：

資料が出たりすることがあるんですけど、それを説明時間の中に含めた説明とするのか、それは、出た資料として質疑の中で聞いていくということなのか、そこら辺はどのようにお考えなのでしょうか。

石井委員：

過去に陳情が出た時には、委員長の方から最初に言いますけれども、資料については事前に議員がみんな、勉強してくると。確か、審議の中で資料についての質問はしないことになったのではないかなと思いますけど。違いましたっけ。資料について質問ではなくて陳情の要旨、陳情事項についての質問で、あくまでも資料は前もって議員が勉強してくるための資料なので、本来、参考人が資料の説明はしないです。この場で。なので、他の市なんかを見ると、成田市は5分だし、野田市も5分だし、木更津も5分だし、南房総も5分だし、勝浦は10分だけど松戸は3分なんですね。資料の説明をやっていたらそれこそ何十分にもなってしまう。以上です。

柴田副委員長：

せっかく作った資料なんだから、その説明もしたいと陳情者は思うかもしれないけど、それも含めて15分なのかな、20分なのかなという風に思ったんですけど。資料は絶対説明するなどは、私は言えないかなと思うんですけども。要は、説明をさせてもらいたくて来るわけなので、そこで絶対ダメとは言えないのかな。その含みの長さなのかなと思ったんですけどどうでしょうか。それでこの間みたいなのは本当に、委員長がちょっとやめてくださいと言えばよかったなと私は思っています。反省しています。というのは、今まで陳情者に話したいだけ話させるというのがずっと来ていたので、それもういい加減にしてくださいと、どういう言い方をすれば良かったのか分かりませんが、そういうふうに委員長権限で切るということも必要だなというのは反省としてとてもあるので、最初に説明をしてもらうために来てもらう時の話の内容というのは、趣旨とか読み上げるだけだったらそれこそ私たちは読んでいるわけですから、それにプラス、資料とかが出た場合にプラスアルファで説明をしてもらうというのは、今までの白井の特徴でもあったしそう続けてきたわけで、資料が出た場合やなんかのどこまでを含めた時間と考えればいいのかというのは、ちょっとどうでしょうね。

石井委員：

それは議運の中で検討していただければ結構です。以上です。

血脇委員長：

陳情書が、あるいは請願書が出てきます、そこに要旨ですとかいろいろなものを書いてあって、あれを読み上げるだけでしたらそれこそ先ほど石井代表が言ったように、3分長くても5分位で終わるのかなと。で、これ公明党の方から出てきたのは15分ということは、その他多少なりの補足説明を、もちろん資料も提出されたりするでしょうから資料についての部分に触れながら、補足説明も含まれていると理解してよろしいでしょうか、石井代表。

石井委員：

そのとおりです。15分までですから、5分でも10分でも結構なんです。資料についてとか何についてではなく、補足説明を入れるという意味での15分までですね。

秋谷委員：

他市のを見ると一番短いところで3分、ほとんどが5分、長いところで10分、ではそれが妥当かと言うと、当市の場合15分ですので十分なんで。これ、時間区切らないと委員長の権限といっても委員長が時計見ながら止めるということが自由には出来なくなってしまうので、時間設定は必要だと思います。で、今までも1時間ということがあったというんですけども、それであれば石井委員が言ったようにほかの市に比べると15分、平均すると3倍の長さがあるので15分あれば十分だと思うので、とりあえず15分というのは、私は賛成です。



血脇委員長：

秋谷委員の方から、15分までというところが妥当ではないかというようなご意見かなと思います。他にご意見ございますか。

中川委員：

初めの説明が15分までとするという表現の内容になっていますよね。そうすると15分で足りなかったと、私の請願趣旨の思いを伝えきれていなかったということになると2回目以降も15分までは、質問が出たらね、それに答えて15分までは全部使っていきたいという風な形にはなりませんか。とするとね、私はやはり議長権限で、あまりにも長い説明、陳述人、参考人が長いのは、これはやっぱりストップさせるという、こちら側の運営上の問題になってくるので、陳情者にこう、なんていうのかな、これだけの時間じゃ説明しきれないよと思われませんか。そこの運営についてどういう工夫と留意点が必要だと思うのですか。

古澤委員：

最初の説明のところは、ある程度、説明する人はまとめてくると思うんですね。だから、何分以内とかって書いておいたほうが、ここここは入れないわけにはいかないとか、まとめやすいのではないかと思いますね。そうじゃないと、延々と長くなると、審議の時間短くなるということもありますし、こちら側が、その当日、そこで抑えてくださいと言うと、一番言いたいことがまた言っていないかもしれないので、ある程度目安として最初の時間を設定するのは、その後の審議を全然認めないわけじゃないので、逆に少し目安をつけた方が親切ではないかと思います。ただ私はあの最初の説明のところは、趣旨と事項でいいと思っていたので15分は長過ぎるかなと思っていましたけど、そこに多少の説明、資料の説明も入れて良いということになれば、もう15分でピッタリかなと思いますけど。

柴田副委員長：

当日提出される資料が今まではあったので、前もよくあったので、読み込めないんです。全然。だから説明を受けて、そういうことねという風になっちゃうんだけど、今回からは3日前までには出してくださいみたいに制限することにしたので、少なくともそこで私たちは目を通しておくことができる。だから、その資料の全部を説明していただくことは必要なくなるので、1時間もなんてとんでもないという話は当然出てくると思うし、なので、そこを加味すればいきなり15分とか制限するのもどうなのかなとも思うんだけど、ある程度の時間を、このくらいでお願いしますよということが言える程度の長さというのが、15分なのか20分なのか、そこら辺がよくちょっと考えかねるのですが、だから今までとは状況が違って来るから、最初の説明っていうのは当然短くなるだろうというふうに思うのですが、それは共通ですよ、みんな認識としては。

田中委員：

私はですね、5分ぐらいでいいかなという考え方なんです。それは、原則3人が参考人としておみえになったとして、その方々のとりあえず自己紹介みたいなものがあると思います。それと先ほども皆さんおっしゃっていたように、いわゆる要旨、一面ですね、あれを読み上げるだけで、補足説明の時間を始めのところの時間に入れられない方がいいのではないかなと思っているんです。質問の中で、質問タイムになった時に読み上げていっても補足説明が必要な時が出てくると思うのです。自分で理解できなくて。その時に改めて質問の中で、資料の何ページのところの補足説明をお願いできませんか、というようなお時間を取れると思うので、私はせいぜい5分、10分でもよろしいのかなと思っています。

血脇委員長：

今、田中委員の方からは、質疑の、質問の中でその資料の部分を簡潔に説明をいただく方法も取れるんじゃないかってことで、5分から10分でいいのではないかというようなご意見ですがほかの方いかがでしょうか。

古澤委員：

趣旨と陳情事項であれば、それで十分だと思います。ですから最初の説明の中に、趣旨と事項だけではなくて、まあ、それプラスアルファの説明を付け加えてもいいのかどうか、そこを分ければおのずと時間が決まってくるのではないですか。一番大事なのは、最初の説明だけでなく審議中に説明する時間も十分あるのではないかということですよね。質疑に対して答えるという形ではありますけれども、最初の時間だけしかないと言うのであれば、これはたっぷり取らないとまずいですけれども、審議の中で説明ができるということを考えれば、今、田中委員がおっしゃったような形もありだと思います。だから、最初の説明に何を含めるかによって時間が変わってくると思います。

柴田副委員長：

請願書を読み上げるだけだと聞いている方がちょっと、もう知っていることなので。だからそのために5分使うのはなんかもったいないような気もするので、15分、せめて15分とか20分設けて、そこで自分の言いたいことを述べてもらう。資料も含めてね、言いたいことを言ってもらうぐらいしておかないと、なんか聞いているだけだとすごく、どうなのかなという気がいたしますのでどうなのでしょう。

田中委員：

15分に決して反対ではありません。今、柴田委員がおっしゃったような形で15分あるのだから、例えば自己紹介、趣旨説明それと資料の補足説明まで、15分やってくださいということであれば全然異議ございません。

血脇委員長：

概ね皆さん、補足説明をいただくという部分を含めて、15分というようなご意見が多いのかなと思うのですが皆さんいかがでしょうか。

柴田副委員長：

まで、と切ってしまうのも申し訳ない気もするので、15分程度とかに、少し柔らかくしたら。20分という案も最初あったと聞きまして、20分ぐらいか、20分か30分か位、ちょっとバッファをもってあげてもいいのかなということも考えましたので、15分程度ぐらいにしたらどうでしょうか。まで、で切ってしまうのもなんだなという気もしますが。

石井委員：

申し訳ないですけど15分までです。

古澤委員：

柴田委員のおっしゃるのもよくわかりますけれども、一応15分までとして、委員長がバチッと切るような切り方じゃなく、後は終わりが少し見えているようであればそれは認めるぐらいの、そこは委員長の裁量に任せるというところは少しあってもいいよと。15分までは、書くことは書いておいた方がいいと思います。

血脇委員長：

石井委員の方からは15分までと。古澤委員の方から、15分までですけど、そこは委員長裁量で、というようなご意見ですが。皆さんいかがでしょうか。

中川委員：

委員長裁量がやりやすいという意味で、15分と。そこに（長くても20分）と書くのかどうか。私は、まだこだわっているの。それで委員長の権限で、参考人さん、また質疑の中でご説明をお願いしますと言えばいいので、私は（20分）というのを書くべきだと思っています。それぐらいでないと請願人、参考人というのは、場慣れしている人もいるでしょうけれども、そうではない、ずぶの、初体験の人もいるわけで、陳情の趣旨と目的をきっちり答えて、あとは質問の中での的確にこたえていけばいいという、そんな時間配分まで考えて的確に答えるというのはプロですよ。陳情人というのは素人ですよ。中にはプロもいるかもしれませんが、私はここは、最初のところについては、やっぱり（20分）。

血脇委員長：

15分まで（20分）ですか。これ自分が言うのもあれですけど、先ほど、程度、という話もあったんですけど、石井代表は、まで、と。ただ古澤委員の方から15分として、委員長裁量でその辺は対応すると。中川委員の方から、（20分）をつけたらどうだというようなことなんですけど、まあこれは委員長の裁量でですね、15分を超えてさらにまだ続けて来られたときには、委員長は20分を目途にして切るというような、20分ということはない

いのですけども、そのあたりを目途にして委員長が、委員長の裁量で動くというの、私  
がいうのも。

古澤委員：

まとめはまとめで、15分にまとめて来てもらわなければいけないと思います。だけど話  
す速度とか色々、素人の方ですからありますから、そこは延々と話の段落を伸ばすとい  
うことではなく、もう時間になりますのでここで適当にまとめていただけますかとい  
うような一言を入れて、15分に近いところで切っていただくということを私は申し上げて  
いる。言いたいことを全部言っているということではないです。

血脇委員長：

要するに15分を超えそうな時には、委員長裁量で、ということだと理解するのですが。  
皆さんいかがでしょうか。

柴田副委員長：

そういう裁量が入るのであれば15分程度とします、の方が。これホームページとかに出  
すわけですね。そうするとやっぱり、ちょっと冷たいかなという気もするので15分程度  
としますというのではどうでしょうか。そうすると少し裁量の幅があるのだよということも  
わかりますし。

血脇委員長：

今、柴田副委員長の方から、委員長裁量でその辺があれば、15分程度とい  
うことでどうだろうかということですが。

石井委員：

私どもは、いろいろなことを考えたうえで、20分も考えましたし、3分も5分も10分  
も考えました。その上で15分までとしたんですね。これは、きちっと市民の皆さんにお  
知らせするために、きちっとした方がいいと思うのです。もちろん委員会が始まりましたら、  
委員長采配で13分経ちましたから、そろそろ時間ですのでまとめてくださいというのも結  
構ですし、内容によってはこの方ちょっとお話しするのがのんびりだから20分になっ  
ちゃうかなって思うことも、それは委員長采配で結構です。でも、きちっとやっぱりお示し  
するには15分までとした方がいいと思います。

植村委員：

僕も今石井委員が言ったようにしていただきたいと思うんですけど、事務局に伺いた  
いんですけど、この陳情・請願の文書ですね、A4の紙1枚だと思いますけど、これには本当  
の大きさとか、そういう制限というのはあるんですか。例えばその方が言いたいこと  
いっぱい

あった時に、これではおさまらないと言って字を半分にして、びっしり書いて出されるということもないわけではないと思うんですけど、そこの基本的なところ。

石井事務局長：

請願・陳情共通でございますが、出された原本を審査するということはありません。事務局の方で文書表という形に直しまして、それに基づいて審査をしていただくのが原則になっております。中には、裏表になってしまうような長い陳情・請願もありますが、基本的にフォントで操作したりということは、しておりません。1点なんですけど、確か、委員会の次第の流れとして今まではですね、まず最初に陳情者なり参考人の紹介を委員長がします。そしてその後に、陳情要旨について説明してくださいと申し上げまして、その陳情文書表を朗読して頂いていると思います。それが終わった後に補足の説明があればどうぞ、というアナウンスが委員長から入りまして、参考人さんが自分の意見を述べていたという経緯がございますので、この15分の中にその要旨の説明も含めるのかという部分も議論いただければと思います。

柴田副委員長：

そこは確かにおっしゃるとおりで、陳情の要旨を朗読する時間が、植村議員のご指摘のとおり、長い短いで全然長さが変わってきてしまうので、15分の中身が全然変わってしまうということであれば、確かに今まで私達がやっていたように、要旨の説明をお願いします、でまず読んでもらい、補足説明をどうぞ、というところで15分までとします、であれば、すっきりするかなと思います。

血脇委員長：

今、局長が言ったのは、朗読時間は最初、陳情書の朗読時間を含めた15分なのか、それとも補足説明のところの15分なのかということで、通常の流れであれば陳情書を朗読して頂いて、そのあと委員長が補足説明がありましたらどうぞというように振っているの、その最初の陳情の朗読、その後の補足説明、ここを分けるのか、あるいは全部ひっくるめて15分なのかということで、ここをご議論いただきたいというのが、局長の方からのお話ですので、何か話がまたあれなんですけども。

石井委員：

私たちが考えていたのは、全部ひっくるめての15分です。要旨と陳情事項だけだったら5分なんです。そうじゃなくて、説明、補足説明もひっくるめても15分でここに出してあるのです。

血脇委員長：

それでは、公明党の方から出ているのは、要旨、補足説明を含めて15分というあれで出してあるということなので、ここでの時間の扱いを含めて時間を決めるのか、あるいは分け

ちやうのか、時間も17時になってまいりましたので会議の途中ではございますが、この部分、時間というのは非常に微妙なところで、他市の時間も参考と出されていますけども、白井市議会として皆様のたまかな時間はだいたい15分ということですので、後日ですね。

伊藤副議長：

今までお聞かせいただいて、要旨、補足説明を含めて15分ということ、最初に明記しておけば、来られる方も要旨含めて補足説明の15分というものを基準にして、最初から考えてくるはずですので、最初に明記にするのだから15分であれば15分、その部分、要旨と補足説明を含めてと書いておけば、それで済むように私は思うのですが。以上です。

古澤委員：

今まで皆さんご意見をおっしゃっていたと思うんです。私が申し上げた意見は、両方含めたところで15分という意味で申し上げました。皆さんにお聞きしたらどうですか。

田中委員：

私も先程申し上げましたように、3人の自己紹介それから要旨だけだったら5分というお話をしながら、補足も、ということだったんで、15ということですので全て含んでおります。

血脇委員長：

それでは要旨、それから補足説明を含めて、全てで15分というようなことで、皆さんの認識は、この認識でよろしいでしょうか。

それでは、この時間ですが先ほどから15分、あるいは程度、それから委員長判断で行うということですか、15分までということの意見が多いのかなと思いますが、中川さんは(20分)と言ったのか。

中川委員：

だから、妥協すると、15分程度という柴田委員の発言がありましたが、その点なら今妥協はできるかなと思っています。いろいろな人がいるんですから。みんな水を打ったように滑らかに喋る人ばかりではないんですから。

柴田副委員長：

陳情書の長さによって、表から裏にかかっちゃっているような場合もありますよね。その後補足説明となると、陳情が、だったら短くすればいいじゃないかっておっしゃるかもしれないけどやっぱり、中身によっては長くなっちゃうものもある。そうすると随分、読み上げる長さ、時間も変わってくると思うので、15分までと切らずに陳情の文章自体の長さに応じて変わるということであれば15分程度。まで、と切ってしまうと委員長も、までと書いてあるのに、延ばす裁量というのもちょっとやりにくくなるので、15分程度とします、

としていただくとやりやすいかなとは思いますが。文書表の長さも加味した場合、どうでしょうか。

古澤委員：

陳情・請願を出す方には、その最初の説明は要約ということでね、ポイントだけ押さえてきちっとおっしゃっていただく。それを膨らませるのは審議の中で膨らますというスタンスで私達望んでいるつもりなんです。だから15分であと、文書がまだ、最後の何文字か言っていないのに、そこで終わりです、で、切るのはいかがなものかと思うので、その意味で言ってるわけですね。あの委員長裁量というのはいか。あくまでも最初に一応明記しておいて、そこに収まるようにまとめて来ていただく。15分あればまとまるのではないかと思いますけどね。

血協委員長：

15分。概ねこの時間当たりなのかなと思うんですが、陳情者・請願者には前もって認識していただいているのは15分まで。委員長裁量で多少のところまでは、というような意見が多いのかなと思うのですが、皆さんいかがでしょうか。

柴田副委員長：

他市の一覧表を見ても、まで、とやっているところがないので、何で逆に、まで、としますの、まで、になったのかなというのをちょっと伺いたいですけど。あの程度とか以内とかそういうのはあるんですけど逆に、まで、という風に切ったのはなんでかなと。

石井委員：

今、聞かれたのでお答えしますが、まで、としたのは15分だからです。これが5分、10分だったら、まで、とはしませんが、15分まで広げたので、まで、にしたんです。これ以上はダメなんです。で、先ほどから何度も言っていますように、その場で委員長裁量で、若干、20分近くになってしまうこともあるでしょうけれど、そこまでは咎めませんが、皆さんにお示しするにあたって曖昧なお示しの仕方ではなく、きちんと説明することをまとめて来ていただくためには、15分ですよというのは、お示しした方が親切だと思います。なので15分までとしました。以上です。

血協委員長：

ここで結論を出せば一番なのですが、15分までというのと15分程度というようなご意見。で、中川さんの方からは（20分）というようなものが出ているんですが。

古澤委員：

強硬に決める必要ないとは思いますが、意見は議運の中では出尽くしているのではないかなと思うんです。で、もう議運でこう決めて、全協に流して反応を、皆さんの見るの

はそれはやぶさかではないですけど、ここで委員長が決められないと言っている理由がよくわからないんですけどね。皆さん、ここから変わるんですかね。

血脇委員長：

決め方なんですけども、基本的に議運は今までの慣例から言って、議運の中で賛否を問うと言うことを控えてきたというような状況ですので。それではですね。賛否を問うような形で進めたいと思いますが皆さんいかがでしょうか。よろしいですか。それではこの説明ですね、参考人の説明時間については陳情書の朗読も含めて補足説明で15分まで、ということに賛成の方は挙手お願いします。はい、ありがとうございます。15分まで、ということで挙手多数です。それでは、説明については15分まで、ということで決定させていただきます。よろしいでしょうか。

古澤委員：

そこの最後、委員長裁量含むのでしょうか。書かなくてもいいですけどそこの了解として、15分までとするけれども、委員長裁量でそこは少し延びる場合もあるということ。

血脇委員長：

先ほど、古澤委員の方からもあったのですが、委員長裁量も含むのかということですが、これ15分、バツと切るというのも、陳情者、請願者に非常に失礼にあたる場合もあると思うので、これは委員長裁量を含むということで皆さんよろしいでしょうか。それでは、委員長裁量を含むということで決定させていただきます。それではですね、この、出されております、Eまで終わりました。次回については、C及びF、ここを検討いただきたいと思います。そこでですね、議題の1については以上で終了いたします。

続きまして、その他についてを議題といたします。ここで、次の議運の日程調整をさせていただきますと思いますが、まず、次の議運の日程、早めにちょっと結論を、この陳情の部分、出したいと思いますので、ちょっと日数があれですが7月の22日、皆さんご都合いかがでしょうか。よろしいですか。それでは、柴田委員長がフロー図を再度、この日までに間に合わせていただけるということですので、22日、議会運営委員会を10時から開催いたします。皆さん、どうぞ宜しくお願いします。

それからですね、もう一つなのですが、間もなく9月の定例会が始まります。9月の定例会の議会運営について、やはり議運でちょっと検討しなくてはならない事項がございますので、ちょっと先の話ですけど7月の30日、なぜ、これ30日にしているかということ、一般質問の発送日等が8月の5日になってございますので、その前には議運を開かないとならないという考えから、7月の30日に議運を開催したいと思います。皆さんご都合いかがでしょうか。そういたしましたら、7月の30日、午前10時から議運を開催すると。で、これについては9月議会についての検討を行うということで、ご承知おきいただければと思います。私の方からは以上でございます。委員の皆様から何かございますでしょうか。



伊藤副議長：

それでは、タブレット導入検討会の方で会議を開きまして、決定している事項があるのですが、今説明すると時間がかかりますので、用紙を各委員にお配りいたしますので、お目通しいただいて次回の議運の時にでも説明させていただきます。以上です。

血脇委員長：

ありがとうございます。タブレット導入に関わる会長の方からそのような説明がありました。後でご覧いただきたいと思います。続きまして議長何かございますでしょうか。事務局から何かございますでしょうか。それでは、ないようですので、以上で本日の議題は全部終了いたしました。よって、議会運営委員会を閉会いたします。慎重なるご審議を賜り誠にありがとうございました。

－閉会 17：12－